

恵庭市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月30日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第24号

恵庭市火災予防規則の一部を改正する規則

恵庭市火災予防規則（昭和58年規則第9号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条・第2条（略）	第1条・第2条（略） <u>（公示の方法）</u> <u>第2条の2 消防法施行規則(昭和36年自治省第6号)第1条の市長が定める方法は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 恵庭市公告式条例(昭和25年条例第8号)</u> <u>第2条第2項に規定する掲示場への掲示</u> <u>(2) 消防本部及び消防署の掲示場への掲示</u> <u>(3) 市のホームページへの掲載</u>
第3条～第14条(略)	第3条～第14条（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。